

▼表3-4-2-9 水産用水基準

【水産業基盤整備課】

水産用水基準[昭和58年3月、改正平成18年3月] [(社)日本水産資源保護協会(2005年版)]			
項目	基準値		
	河川	湖沼	海域
有機物(BOD)	自然繁殖条件: 3 mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ: 2 mg/L以下 生育の条件: 5 mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ: 3 mg/L以下	—	—
有機物(COD)	—	自然繁殖条件: 4 mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ: 2 mg/L以下 生育の条件: 5 mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ: 3 mg/L以下	一般海域: 1 mg/L以下 ノリ養殖場閉鎖性内湾の沿岸域: 2 mg/L以下
全窒素	—	コイ・フナ: 1.0 mg/L以下 ワカサギ: 0.6 mg/L以下 サケ科・アユ科: 0.2 mg/L以下	水産1種0.3 mg/L以下 水産2種0.6 mg/L以下 水産3種1.0 mg/L以下 ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.07 ~ 0.1 (無機態窒素) mg/L
全リン	—	コイ・フナ: 1.0 mg/L以下 ワカサギ: 0.05 mg/L以下 サケ科・アユ科: 0.01 mg/L以下	水産1種0.03 mg/L以下 水産2種0.05 mg/L以下 水産3種0.09 mg/L以下 ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.007 ~ 0.014 (無機態リン) mg/L
DO	一般: 6 mg/L以上 サケ・マス・アユ: 0.7 mg/L以上	一般: 6 mg/L以上 サケ・マス・アユ: 7 mg/L以上	一般: 6 mg/L以上 内湾漁場の夏季底層において最低限維持: 4.3 mg/L (3 mL/L)
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	6.7~7.5	7.8~8.4
SS	25 mg/L以下(人為的に加えられる懸濁物質は5 mg/L以下) 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ: 1.4 mg/L以上(透明度4.5 m以上) 温水生魚類: 3.0 mg/L以下(透明度1.0 m以上)	人為的に加えられる懸濁物質は2 mg/L以下 海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。		
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化がないこと。		
大腸菌群数	100 mLあたり1,000 MPN以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには100 mLあたり70 MPN以下であること。		
油分	水中には油分が検出されないこと・水面には油膜が認められないこと。		
有害物質	有害物質の基準値は別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
底質	河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では乾泥としてCODOH(アルカリ性法)20 mg/g乾泥以下、硫化物は0.2 mg/g乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物0.1%以下であること。微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の10倍を下回ること。ただしカドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。		